

公表用

令和5年6月8日

自 第 62 号議案

至 第 76 号議案

令和5年第2回
八王子市議会定例会議案

八王子市

目 次

第62号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	1
第63号議案	令和5年度八王子市一般会計補正予算（第2号）について……………	3
第64号議案	令和5年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算（第2号）について……………	5
第65号議案	八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定について……………	7
第66号議案	八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定について……………	19
第67号議案	八王子市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例設定について……………	21
第68号議案	八王子市夜間救急診療所条例を廃止する条例設定について……………	23
第69号議案	八王子市学校給食センター条例の一部を改正する条例設定について……………	25
第70号議案	八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について……………	27
第71号議案	八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例設定について……………	33
第72号議案	市道川口380号線橋りょう整備工事請負契約の変更について……………	53
第73号議案	一般廃棄物指定収集袋の取得について……………	55
第74号議案	市道路線の認定について……………	57
第75号議案	市道路線の認定及び廃止について……………	61
第76号議案	市道路線の廃止について……………	65

第62号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任するにつき、地方税法第423条第3項の規定により同意を求める。

令和5年6月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

若 槻 周 平

第 6 3 号議案

令和 5 年度八王子市一般会計補正予算（第 2 号）について

令和 5 年度八王子市一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定めるにつき、
地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

第64号議案

令和5年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算
(第2号) について

令和5年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第218条第1項の規定により議決を求める。

令和5年6月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

第65号議案

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定について

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和5年6月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

八王子市市税賦課徴収条例（昭和25年八王子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第22条の5の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により</u>当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の都民税、<u>個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第22条の5の3 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の都民税<u>若しくは市民税に充当し</u>、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金<u>に充当する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>

2 前項又は法第317条の3の2第1項の

規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、**第1項**又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、**第1項**及び**第3項**の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における**第4項**の規定の適用については、同項中「申

2 前項又は法第317条の3の2第1項の

規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、**前項**又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、**第1項**及び**第2項**の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における**第3項**の規定の適用については、同項中「申

告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第25条 個人の市民税は、第30条、第33条の2第1項、第33条の5又は第36条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、**普通徴収の方法により徴収する。**

2 **個人の都民税は、当該個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。**

3 **森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。**

(普通徴収に係る個人の市民税の納税通知書)

第28条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、**個人の都民税額及び森林環境税額の合算額**(第33条第1項又は第33条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を第26条第1項の納期(第33条第1項又は第33条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第30条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合**には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)**の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務

告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第25条 個人の市民税**の徴収については**第30条、第33条の2第1項、第33条の5又は第36条の5の規定**によつて**特別徴収の方法による場合を除くほか**普通徴収の方法による。**

2 **市長は**個人の市民税を賦課し**及び**徴収する場合に**おいては当該個人の都民税を**併せて賦課し**及び**徴収する**ものとする。**

(普通徴収に係る個人の市民税の納税通知書)

第28条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額**及び**都民税額**の合計額**(第33条第1項又は第33条の6第1項の規定**によつて**徴収する場合にあつては特別徴収の方法**によつて**徴収されないことになった金額に相当する税額)を第26条第1項の納期(第33条第1項又は第33条の6第1項の規定**によつて**徴収する場合にあつては特別徴収の方法**によつて**徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第30条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法**によつて**徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合**においては、**当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法**によつて**徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務

務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第23条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、**同月**30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた

務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第23条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者(所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、**同月**30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月

場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があつた場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなつた場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収額への繰入れ）

- 第33条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第26条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3

中にあつた場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によつて個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によつて徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収額への繰入れ）

- 第33条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第26条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

項、第6項及び第7項の規定を適用することができるとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収)

第33条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第33条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第30条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第33条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第26条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(公的年金等に係る**所得に係る**個人の市民税の特別徴収)

第33条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、**当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち**当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第30条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第33条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第26条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第33条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第26条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、**法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。**

(種別割の税率)

第62条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ (略)

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、**側面**が構造上開放されている車室

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第33条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第26条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、**法第17条の2の規定によつて**当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に**充当する。**

(種別割の税率)

第62条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ (略)

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの**及び側面**が構造上開放されている車室

を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第23条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～15 (略)

16 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第23条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～15 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第17条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第17条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第60条第

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第17条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第17条の7 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第18条の2 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条の2 昭和63年度から**令和8年度**

までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課

1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第17条の3の2 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第17条の7 (略)

2 (略)

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第60条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第18条の2 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条の2 昭和63年度から**令和5年度**

までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課

税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から**令和8年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第22条の5の規定を適用する。

税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から**令和5年度**までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。**次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。**）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第22条の5の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第62条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の八王子市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第18条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第22条の5の3第2項並びに第25条第1項及び第2項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第28条、第30条、第33条、第33条の2及び第33条の6の改正規定並びに附則第17条の3の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第18条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第18条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第23条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の八王子市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第23条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき八王子市市税賦課徴収条例第23条の3の2第1項に規定する給与（以下「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第62条第1号エ及び附則第18条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の八王子市市税賦課徴収条例附則第17条の3及び第17条の7第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第17条の3第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

第66号議案

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定について

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和5年6月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例

八王子市都市計画税条例（昭和31年八王子市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～16 (略)	附 則 1～16 (略)
17 法附則第15条第1項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、第31項、第32項、第35項、 第39項 若しくは第46項 、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	17 法附則第15条第1項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、第31項、第32項、第35項 若しくは第39項 、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。
18 (略)	18 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正す

る法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の八王子市都市計画税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第 6 7 号議案

八王子市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例設定について

八王子市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例
八王子市子ども家庭支援センター条例（平成 1 6 年八王子市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（子ども家庭支援センターの設置） 第 5 条 （略） 2 支援センターの区分、名称及び位置は、次のとおりとする。			（子ども家庭支援センターの設置） 第 5 条 （略） 2 支援センターの区分、名称及び位置は、次のとおりとする。		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
地域支援センター	（略）	（略）	地域支援センター	（略）	（略）
	八王子市地域子ども家庭支援センター石川	八王子市石川町 4 8 1 番地		八王子市地域子ども家庭支援センター石川	八王子市石川町 4 8 1 番地
				八王子市地域子ども家庭支援センターみなみ野	八王子市みなみ野六丁目 1 番 1 号
	（略）	（略）		（略）	（略）
3	（略）		3	（略）	

附 則

この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

第68号議案

八王子市夜間救急診療所条例を廃止する条例設定について

八王子市夜間救急診療所条例を廃止する条例を次のとおり設定するものとする。

令和5年6月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市夜間救急診療所条例を廃止する条例

八王子市夜間救急診療所条例（昭和49年八王子市条例第27号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

第 6 9 号議案

八王子市学校給食センター条例の一部を改正する条例設定
について

八王子市学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市学校給食センター条例の一部を改正する条例

八王子市学校給食センター条例（令和元年八王子市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
八王子市学校給食センター元八王子	同 叶谷町 1 5 9 4 番地 1	八王子市学校給食センター元八王子	同 叶谷町 1 5 9 4 番地 1
八王子市学校給食センター榎原	同 榎原町 1 3 1 6 番地 1		

附 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

第70号議案

八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について

八王子市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和5年6月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市手数料条例の一部を改正する条例

八王子市手数料条例（昭和24年八王子市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

1～3（略）

4 申請手数料

(1)～(15)（略）

(16) 建築基準法（以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1～4 0	(略)	(略)	(略)
4 1	(略)	(略)	(略)
<u>4 2</u>	<u>法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査</u>	<u>建築物の容積率の特例認定申請手数料</u>	<u>1件につき</u> <u>28,000円</u>
<u>4 3</u> ～ <u>4 6</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 7</u>			
<u>4 8</u>	<u>法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</u>	<u>建築物の高さの特例許可申請手数料</u>	<u>1件につき</u> <u>160,000円</u>
<u>4 9</u>	<u>法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査</u>	建築物の高さの許可申請手数料	1件につき 160,000円

改正前

別表（第2条関係）

1～3（略）

4 申請手数料

(1)～(15)（略）

(16) 建築基準法（以下この号において「法」という。）関係

	事務	名称	金額
1～4 0	(略)	(略)	(略)
4 1	(略)	(略)	(略)
<u>4 2</u> ～ <u>4 5</u>	(略)	(略)	(略)
<u>4 6</u>			
<u>4 7</u>	<u>法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査</u>	建築物の高さの許可申請手数料	1件につき 160,000円

<u>50</u> ~	(略)	(略)	(略)
<u>53</u>			
<u>54</u>	(略)	(略)	(略)
<u>55</u>	法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき <u>160,000円</u>
<u>56</u> ~	(略)	(略)	(略)
<u>71</u>			
<u>72</u>	法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地内において建築等をする1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあつては82,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては82,000円に2を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額
<u>73</u>	(略)	(略)	(略)
<u>74</u>	法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	一団地内において建築等をする1又は2以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高	1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあつては238,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては238,000円に2を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額

<u>48</u> ~	(略)	(略)	(略)
<u>51</u>			
<u>52</u>	(略)	(略)	(略)
<u>53</u> ~	(略)	(略)	(略)
<u>68</u>			
<u>69</u>	法第86条第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定の申請に対する審査	一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請手数料	1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあつては82,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては82,000円に2を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額
<u>70</u>	(略)	(略)	(略)
<u>71</u>	法第86条第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の許可の申請に対する審査	一団地内に建築される1又は2以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容	1件につき 建築物の数が1又は2である場合にあつては238,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては238,000円に2を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額

		さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	
75	(略)	(略)	(略)
76	法第86条の2第1項の規定に基づく 建築物の新築又は増築等 の認定の申請に対する審査	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等 に認定申請手数料	1件につき 建築物の数が1である場合にあつては82,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては82,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額
77	法第86条の2第2項 又は第3項の規定に基づく建築物の新築又は増築等 に関する特例の許可の申請に対する審査	公告対象区域内の建築物の新築又は増築等 に関する特例許可申請手数料	1件につき 建築物の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額
78~85	(略)	(略)	(略)

(17)・(18) (略)

		積率に関する特例許可申請手数料	
72	(略)	(略)	(略)
73	法第86条の2第1項の規定に基づく 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築 の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築 に認定申請手数料	1件につき 建築物 (一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。) の数が1である場合にあつては82,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては82,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額
74	法第86条の2第2項 の規定に基づく一敷地内認定建築物又は同条第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築 に関する特例の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築 に関する特例許可申請手数料	1件につき 建築物 (一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。) の数が1である場合にあつては238,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては238,000円に1を超える建築物の数に29,000円を乗じて得た額を加算した額
75~82	(略)	(略)	(略)

(17)・(18) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 7 1 号議案

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例設定について

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

八王子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 5 9 年八王子市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表第1 (第2条関係)		
番号	区域	面積 (ヘクタール)
1	(略)	(略)
2	昭和58年八王子市告示第119号に定める八王子都市計画南陽台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「南陽台地区整備計画区域」という。)	38.5
3～126	(略)	(略)

別表第2 (第3条—第9条、第11条、第13条関係)

- 1 (略)
2 南陽台地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さ	垣又は柵の構造の制限			
住宅地区A	次に掲げる建築物 1 住宅(長屋を除く。次号において同じ。) 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち、次のア	=	—	=	150平方メートル 隣地境界線までの距離1メートル	1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5	=	—	—	

改正前		
別表第1 (第2条関係)		
番号	区域	面積 (ヘクタール)
1	(略)	(略)
2	昭和58年八王子市告示第119号に定める八王子都市計画八王子市南陽台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 (以下次表において「南陽台地区整備計画区域」という。)	35.3
3～126	(略)	(略)

別表第2 (第3条—第9条、第11条、第13条関係)

- 1 (略)
2 南陽台地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さ	垣又は柵の構造の制限			
住宅地区	次に掲げる建築物 1 住宅(長屋を除く。) 2 住宅で診療所(患者の収容施設を有するものを除く。)の用途を兼ねるもの	=	—	=	150平方メートル 隣地境界線までの距離1メートル	9メートル	—	—	—	

	で定める公益上必要なもの																				
複合地区	次に掲げる建築物 1 長屋 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（居住の用に供するものに限る。） 6 倉庫（建築物に附属するものを除く。） 7 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）	—	—	—	150平方メートル	住宅地区A内の敷地に接する隣地境界線までの距離1メートル	1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供するもの 3 軒の高さが2.3メートル以下である自動車車庫	10メートル	—	—											

店舗地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 店舗 2 住宅で店舗の用途を兼ねるもの 3 前2号の建築物に附属するもの	—	—	—	150平方メートル	住宅地区内の敷地に接する隣地境界線までの距離1メートル	1 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供するもの 2 軒の高さが2.3メートル以下である自動車車庫	10メートル	—	—											

1 この表(ウ)欄における建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動車車庫そ

3～71 (略)

72 美山地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)	
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度		
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	1	道路(八王子市計画道路3・4・67号線)境界線までの距離	1	外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	1.5メートル	—
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
幹線道路沿道地区	—	10分の6(法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の	—	10分の3(法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の	120(平方メートル)	1	道路(八王子市計画道路3・4・67号線)境界線までの距離	1	外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	1.5メートル	—

他の専ら自動車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分の床面積を算入する。

2 この表(き)欄における建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入する。

3～71 (略)

72 美山地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)	
		最高限度	最低限度			距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度		
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	1	道路(八王子市計画道路3・4・67号線)境界線までの距離	1	外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	1.5メートル	—
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
幹線道路沿道地区	—	10分の6(法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の	—	10分の3(法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の	120(平方メートル)	1	道路(八王子市計画道路3・4・67号線)境界線までの距離	1	外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	1.5メートル	—

		部分を道路として築造してないものに限る。)	部分を道路として築造してないものに限る。)	ル以上の道路（八王子都市計画道路3・4・67号線を除く。）境界線又は隣地境界線までの距離0.5メートル				
--	--	-----------------------	-----------------------	---	--	--	--	--

		部分を道路として築造してないものに限る。)	部分を道路として築造してないものに限る。)	ル以上の道路（八王子都市計画道路3・4・67号線を除く。）境界線までの距離0.5メートル				
--	--	-----------------------	-----------------------	--	--	--	--	--

7 3 西寺方地区整備計画区域

（あ）	（い）	（う）		（え）	（お）	（か）		（き）		（く）
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率		建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さ	垣又は柵の構造の制限	最高限度	最低限度
		最高限度	最低限度							
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
沿道地区	—	—	—	—	120平方メートル	1 道路（八王子市道恩方48号線）境界線までの距離1メートル 2 幅員4.5メートル未満	1 外壁又はこれに代わる柱の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の	—	—	—

7 3 西寺方地区整備計画区域

（あ）	（い）	（う）		（え）	（お）	（か）		（き）		（く）
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率		建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さ	垣又は柵の構造の制限	最高限度	最低限度
		最高限度	最低限度							
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
沿道地区	—	—	—	—	120平方メートル	1 道路（八王子市道恩方48号線）境界線までの距離1メートル 2 幅員4.5メートル未満	1 外壁又はこれに代わる柱の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の	—	—	—

						の道路の境界線までの距離 0. 75メートル 幅員 4. 5メートル以上の道路 (八王子市道恩方48号線を除く。) 境界線又は隣地境界線までの距離 0. 5メートル	高さが2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの				
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

74～94 (略)

95 大塚日向地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率		建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	垣又は柵の構造の制限
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
沿道地区	—	10分の6 (法第42条第2項の)	—	10分の3 (法第42条第2項の)	120平方メートル	1 道路 (八王子市道幹線2級1号)	1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの	—	—	—

						の道路の境界線までの距離 0. 75メートル 幅員 4. 5メートル以上の道路 (八王子市道恩方48号線を除く。) 境界線までの距離 0. 5メートル	高さが2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの				
--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--

74～94 (略)

95 大塚日向地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率		建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	垣又は柵の構造の制限
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
沿道地区	—	10分の6 (法第42条第2項の)	—	10分の3 (法第42条第2項の)	120平方メートル	1 道路 (八王子市道幹線2級1号)	1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの	—	—	—

		規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造していないものに限る。)				規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造していないものに限る。)	線及び由木219号線)境界線までの距離1メートル	合計が3メートル以下であるもの				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2 幅員4.5メートル未満の道路の境界線までの距離0.75メートル	2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	(略)	(略)	(略)	(略)
							3 幅員4.5メートル以上の道路(八王子市道幹線2級1号線及び由木219号線を除く。)境界線又は隣地境界線までの距離0.5メートル					

		規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造していないものに限る。)				規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地で、同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造していないものに限る。)	線及び由木219号線)境界線までの距離1メートル	合計が3メートル以下であるもの				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2 幅員4.5メートル未満の道路の境界線までの距離0.75メートル	2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	(略)	(略)	(略)	(略)
							3 幅員4.5メートル以上の道路(八王子市道幹線2級1号線及び由木219号線を除く。)境界線までの距離0.5メートル					

96～107 (略)

108 堀之内・東中野地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)
		建築物の容積率	建築物の敷地の面積の最高限度			建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
戸建住宅C地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅(3戸以上の長屋を除く。) 2 集会所 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 4 前3号の建築物に附属するもの	=	—	—	185平方メートル	道路境界線及び隣地境界線までの距離1メートル	1 道路境界線については、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車	10メートル	—	—

96～107 (略)

108 堀之内・東中野地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)		(え)	(お)	(か)		(き)		(く)
		建築物の容積率	建築物の敷地の面積の最高限度			建築物の敷地の面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
戸建住宅C地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅(3戸以上の長屋を除く。) 2 集会所 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 4 前3号の建築物に附属するもの	—	—	—	185平方メートル	道路境界線及び隣地境界線までの距離1メートル	1 道路境界線については、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車	10メートル	—	—

							車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの 4 巡査派出所			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

109～112 (略)

113 鑑水二丁目地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さ	垣又は柵の構造の制限

							2 公共施設の整備状況に応じた最高限度10分の6(ただし、道路法第18条第2項の規定に基づく道路供用開始の公示後はこの限りでない。)				車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの 4 巡査派出所			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

109～112 (略)

113 鑑水二丁目地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さ	垣又は柵の構造の制限

		最高限度	最低限度		距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
複合拠点地区	1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	—	—	—	1, 500平方メートル	—	15メートル	—	—
	2 自動車教習所				1戸建ての住宅及び住宅以外の用途を兼ねるもの	—	—	—	—
	3 カラオケボックスその他これに類するもの				住宅及び住宅以外の用途を兼ねるもの	—	—	—	—
	4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの				1戸建ての住宅及び兼用住宅にあつては、道路境界線及び隣地境界線までの距離は0.7メートル	1 道路境界線については、建築物の外壁等の長さの合計が3メートル以下であるもの	—	—	—
	5 観覧場、展示場				170平方メートル	2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）	—	—	—
	6 店舗及び飲食店の用に供する部分の階数の合計が2を超えるもの					軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	—	—	—
	7 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（石油類の販売に供するもの及び建築物に附属するものを除く。）					3 自動車車庫で軒	—	—	—

		最高限度	最低限度		距離	適用除外の建築物等	最高限度	最低限度	
複合拠点地区	1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	—	—	—	1, 500平方メートル	—	15メートル	—	—
	2 自動車教習所				1戸建ての住宅及び住宅以外の用途を兼ねるもの	—	—	—	—
	3 カラオケボックスその他これに類するもの				住宅及び住宅以外の用途を兼ねるもの	—	—	—	—
	4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの				1戸建ての住宅及び兼用住宅にあつては、道路境界線及び隣地境界線までの距離は0.7メートル	1 道路境界線については、建築物の外壁等の長さの合計が3メートル以下であるもの	—	—	—
	5 観覧場、展示場				170平方メートル	2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）	—	—	—
	6 店舗及び飲食店の用に供する部分の階数の合計が2を超えるもの					軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの	—	—	—
	7 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（石油類の販売に供するもの及び建築物に附属するものを除く。）					3 自動車車庫で軒	—	—	—

							の高さが 2.3メ ートル以 下である もの			
						道路（八 王子市道 由木59 7号線（ 八王子市 道由木8 13号線 に接する 部分につ いては、 八王子市 道由木8 13号線 ））境界 線までの 距離4 0メート ル（建築 物又は建 築物の部 分）の高 さが10 メートル 以下のも のについ ては、1 メートル）	—			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

114～119 (略)

120 八王子西インターチェンジ北地区整備計画区域

（あ）	（い）	（う）	（え）	（お）	（か）	（き）	（く）
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さ	垣又は柵の構造の制限
		最高限 最低限			距離 適用除外の	最高限 最低限	

							の高さが 2.3メ ートル以 下である もの			
						道路（八 王子市道 由木59 7号線（ 八王子市 道由木8 13号線 に接する 部分につ いては、 八王子市 道由木8 13号線 ））境界 線までの 距離4 0メート ル（建築 物又は建 築物の高 さが10 メートル 以下のも のについ ては、1 メートル）	—			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

114～119 (略)

120 八王子西インターチェンジ北地区整備計画区域

（あ）	（い）	（う）	（え）	（お）	（か）	（き）	（く）
計画地区の区分	建築してはならない建築物	建築物の容積率	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さ	垣又は柵の構造の制限
		最高限 最低限			距離 適用除外の	最高限 最低限	

		度	度			建築物等	度	度	
業務施設地区	次に掲げる建築物（ 令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物のうち、火薬類の貯蔵又は処理に供する建築物を除く。 ） 以外の建築物 1 工場（八王子市特別工業地区建築条例別表第1及び別表第2第1項に規定する建築物を除く。） 2 研究所 3 研修所 4 事務所 5 倉庫 6 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する施設 7 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用	—	—	—	5,000平方メートル	1 道路境界線及び隣地境界線までの距離2メートル 2 道路（区画道路1号）境界線までの距離5メートル	38メートル	—	—

		度	度			建築物等	度	度	
業務施設地区	次に掲げる建築物以外の建築物（ 令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物のうち、火薬類の貯蔵又は処理に供する建築物を除く。 ） 1 工場（八王子市特別工業地区建築条例別表第1及び別表第2第1項に規定する建築物を除く。） 2 研究所 3 研修所 4 事務所 5 倉庫 6 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する施設 7 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用	—	—	—	5,000平方メートル	1 道路境界線及び隣地境界線までの距離2メートル 2 道路（区画道路1号）境界線までの距離5メートル	38メートル	—	—

	に供する施設																			
	<p>8 八王子都市計画八王子西インターチェンジ北地区地区計画の区域内に立地する事業施設の従事者及び当該事業施設を利用する者が使用する次のアからオまでのいずれかに該当する用途に供するもの</p> <p>ア 店舗</p> <p>イ 食堂又は喫茶店</p> <p>ウ 体育館又は水泳場</p> <p>エ 保育所</p> <p>オ 共同住宅、寄宿舎又は下宿（20戸以下のものに限る。）</p> <p>9 前各号の建築物に附属するもの</p>																			
複合地区	次に掲げる建築物（ 令第130条の9 に規定する危険物の貯蔵又は処理に供す	—	—	—	500	1	道路境界線及び隣地境界線までの距離	—	38メ	—	—	—	500	1	道路境界線及び隣地境界線までの距離	—	38メ	—	—	
					平方メートル		(ただし、この項(イ)		ートル				平方メートル				ートル			
	に供する施設																			
	<p>8 前各号の建築物に附属するもの</p>																			
複合地区	次に掲げる建築物以外の建築物（ 令第130条の9 に規定する危険物の貯蔵又	—	—	—	500	1	道路境界線及び隣地境界線までの距離	—	38メ	—	—	500	1	道路境界線及び隣地境界線までの距離	—	38メ	—	—		
					平方メートル				ートル			平方メートル				ートル				

る建築物のうち、火薬類の貯蔵又は処理に供するものを除く。)以外の建築物
1 工場(八王子市特別工業地区建築条例別表第2第1項に規定する建築物を除く。)
2 研究所
3 研修所
4 事務所
5 倉庫
6 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの
7 診療所又は病院
8 集会場又は集会所
9 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する施設
10 水道法第3条第2項に規定す

欄第1号に掲げる用途のみに供する建築物の敷地を除く。)
2メートル
2 道路(区画道路1号)境界線までの距離5メートル

は処理に供する建築物のうち、火薬類の貯蔵又は処理に供する建築物を除く。)
1 工場(八王子市特別工業地区建築条例別表第2第1項に規定する建築物を除く。)
2 研究所
3 研修所
4 事務所
5 倉庫
6 店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの
7 診療所又は病院
8 集会場又は集会所
9 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する施設
10 水道法第3条第2項に規定す

2メートル
2 道路(区画道路1号)境界線までの距離5メートル

						5メートル	以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1 2 1 ~ 1 2 6 (略)										

						5メートル	以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1 2 1 ~ 1 2 6 (略)										

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

第72号議案

市道川口380号線橋りょう整備工事請負契約の変更に
ついて

下記のとおり工事請負契約を変更するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

令和5年6月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

1 変更内容

令和4年6月22日に締結した市道川口380号線橋りょう整備工事請負契約の契約金額を次のように変更する。

変更前 金1億9,866万1,100円

変更後 金2億372万3,850円

2 契約の目的 市道川口380号線橋りょう整備工事

3 契約先 八王子市明神町四丁目2番10号

飛島建設株式会社 八王子営業所

所長 小 峰 祐 介

第73号議案

一般廃棄物指定収集袋の取得について

下記のとおり一般廃棄物指定収集袋を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

令和5年6月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得の目的 | 一般廃棄物処分用 |
| 2 種類及び数量 | 可燃ごみ専用袋 25,736,400枚
不燃ごみ専用袋 1,375,200枚
ボランティア袋 348,000枚
おむつ専用袋 2,124,000枚 |
| 3 取得金額 | 金1億3,314万6,486円 |
| 4 契約先 | 八王子市中野上町二丁目29番25号
三幸商事株式会社
代表取締役 黒 澤 訓 行 |

第 7 4 号議案

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定するにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

路 線 名	起 点 ・ 終 点	備 考
市道由木 1 1 5 9 号線	自 八王子市堀之内 4 6 9 番 2 地先 至 同 所 1 0 4 8 番 1 地先	別紙略図表示 のとおり



第 7 5 号議案

市道路線の認定及び廃止について

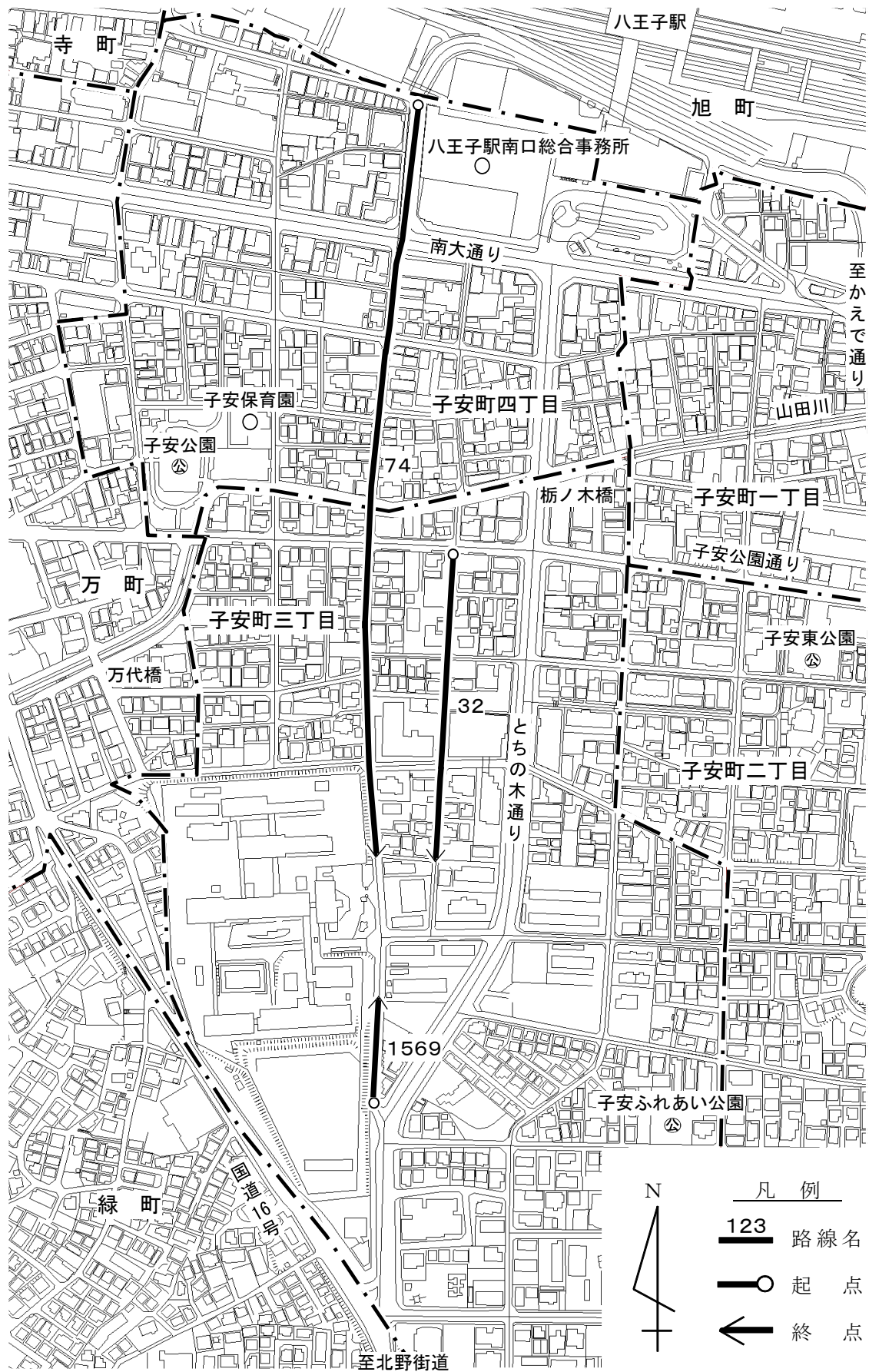
次のとおり市道路線を認定し、又は廃止するにつき、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により議決を求める。

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

区 分	路 線 名	起 点 ・ 終 点	備 考
廃 止	市道八王子 3 2 号線	自 八王子市子安町三丁目 5 7 3 番 1 地先 至 同 所 5 7 1 番 3 地先	別紙略図 1 表示のとおり
廃 止	市道八王子 7 4 号線	自 八王子市子安町四丁目 7 7 番 1 地先 至 同 子安町三丁目 5 7 9 番 6 地先	
認 定	市道八王子 3 2 号線	自 八王子市子安町三丁目 5 7 3 番 1 地先 至 同 所 5 7 1 番 3 地先	別紙略図 2 表示のとおり
認 定	市道八王子 7 4 号線	自 八王子市子安町四丁目 7 7 番 1 地先 至 同 子安町三丁目 5 7 8 番 2 地先	
認 定	市道八王子 1 5 6 9 号線	自 八王子市子安町三丁目 5 7 9 番 6 地先 至 同 所 5 7 9 番 5 地先	

略 図 2



第76号議案

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止するにつき、道路法第10条第3項の規定により議決を求める。

令和5年6月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

路線名	起 点 ・ 終 点	備 考
市道八王子31号線	自 八王子市子安町三丁目579番16地先 至 同 所579番1地先	別紙略図表示 のとおり

